



小美玉
シテイ
ダイヤモンド
見つける。
みがく。
光をあてる。

小美玉の今を伝えるマガジン

2023年
January

1

第201号

広報
**おみ
たま**
お知らせ版

令和4年分

確定申告

3ステップで
準備ばっちり!



ステップ1 ▶ 申告の必要があるか確認する …… 所得税・住民税申告の早わかり診断 (→ P.2)



ステップ2 ▶ 必要なものを確認する …… → P.3



ステップ3 ▶ 申告する

待ち時間なし!いつでもどこでも!



スマホ・パソコンで申告 → P.5

マイナンバーカードとスマホ (マイナンバーカード読取対応) があれば、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。マイナンバーカードがなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を郵送で提出することができます。



申告会場に行って申告

小美玉市の申告会場で申告できるもの → P.4

対象: 小美玉市民
▶ すべての住民税申告
▶ 一般的な所得税申告 (白色の農・工・
 事業者や不動産所得がある申告、
 還付申告全般)

昨年との
変更点

- ・ 小川会場の場所
- ・ 受付期間 (閉場日の設定)

水戸税務署の申告会場で申告できるもの → P.5

▶ すべての所得税申告
▶ 消費税申告
▶ 贈与税申告



以下の申告がある方は、
市の会場ではお受けできません

水戸税務署の申告会場 (中央ビル4階) で申告してください。

- ・ 初年度の住宅ローン控除申告
- ・ 土地、建物の売却による申告
(公共事業による収用を除く)
- ・ 株式等の売却による申告
- ・ 準確定申告 (亡くなられた方の申告) ・ 青色申告 ・
 過年度の申告
- ・ 外国税額控除の適用を受ける申告 ・ 消費税
 申告 ・ 贈与税申告

※ 上場株式などの譲渡所得や配当所得で所得税と住民
 税で異なる課税方式を選択する場合は、所得税の確
 定申告を行った後、その控えを添付して住民税の申告
 書を小美玉市申告会場に提出してください。

確定申告の
問い合わせ先

小美玉市 税務課 税務係 (P.1~4, 6)
水戸税務署 (P.5)

☎ 0299-48-1111 (内線 1121・1122・1123・1124)
☎ 029-231-4211 (代表) ※自動音声案内

令和 4 年分

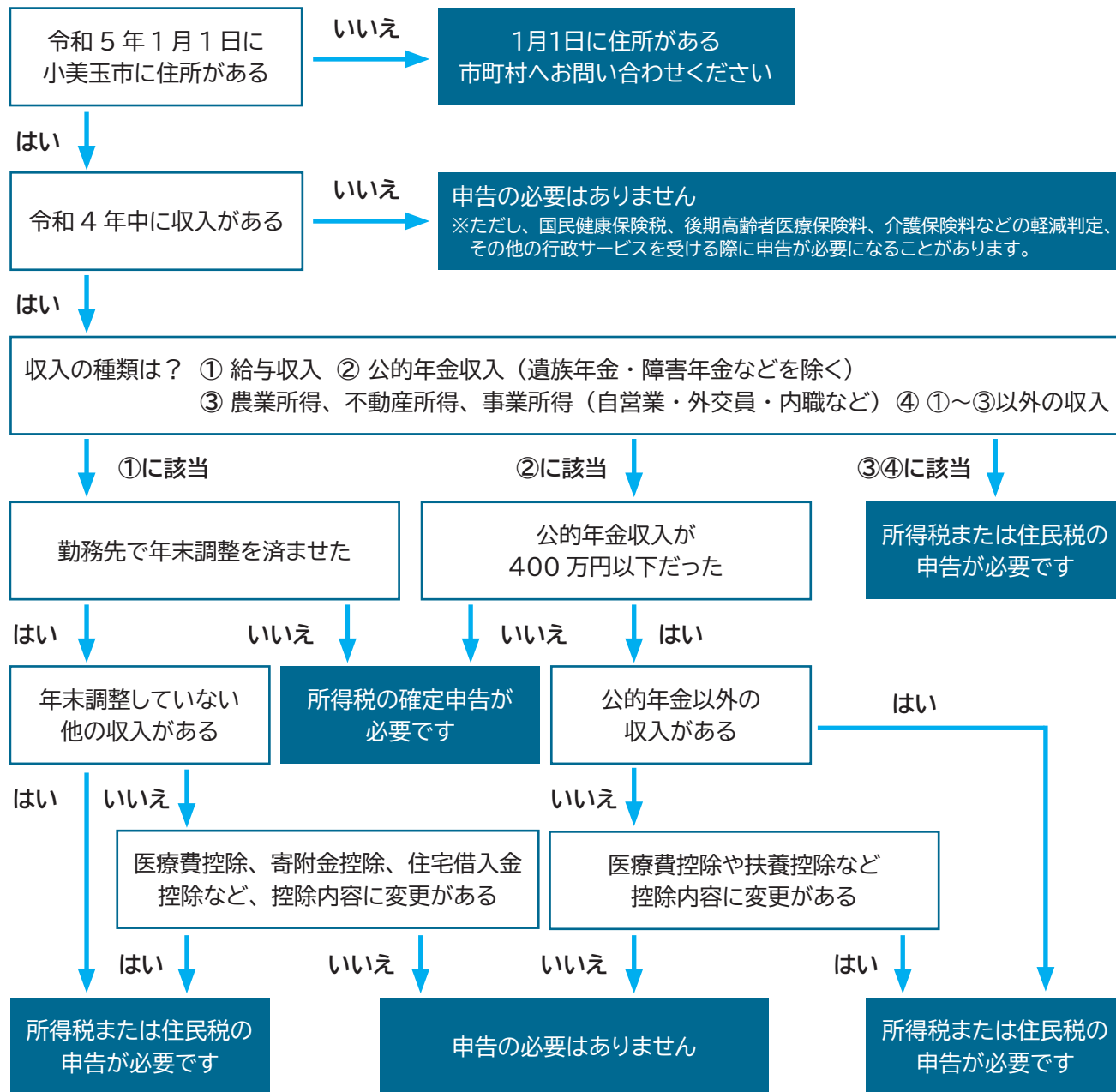
ステップ1

確定申告

申告の必要があるか確認する

所得税・住民税申告の早わかり診断

診断結果は目安です。詳細は水戸税務署か市税務課にお問い合わせください。申告期間中は職員が申告会場にいるため、回答に時間がかかります。



公的年金等を受給している方へ
確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません（この場合でも、住民税の申告が必要となる場合があります → P.7）。

△注意点

- ・ 所得税の還付を受ける場合や、純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
- ・ 外国の制度に基づき国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、この制度は適用されません。

令和4年分

ステップ2

確定申告

必要なものを確認する

申告会場へ行くときに必要なもの ※スマホ申告の場合はお手元に準備しましょう

すべての申告共通



確定申告には
利用者識別番号が必要※1
です

以前の申告の際に利用者識別番号を取得した方や既に番号をお持ちの方は、税務署からの案内ハガキ（確定申告のお知らせ）など番号が分かる書類をお持ちください。

- マイナンバーが分かるもの
マイナンバーカード、通知カード（氏名・住所などが令和2年5月25日以降も住民票と一致する方のみ使用可）、マイナンバー入り住民票 など
- 身元確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 など
- 税務署からの案内ハガキ（確定申告のお知らせ）
- 口座番号（本人名義）が分かるもの
- 申告相談受付票（市の申告会場に行く方のみ）
市役所本庁（税務課）、小川総合支所、玉里総合支所、羽鳥出張所、市ホームページで入手し、事前にご記入ください。

給与所得・年金所得がある方

- 源泉徴収票、支払証明書

事業所得者 （農業・営業・不動産所得がある方）

- 収支内訳書、事業の収入と支出が分かるもの
※あらかじめ収入と支出を費目ごとに集計してください。

雑所得がある方 （シルバー・個人年金・報酬など）

- 配分金支払証明書、支払証明書、支払調書 など

一時所得がある方 （生命保険の満期保険金など）

- 保険会社からの支払明細、支払調書 など

保険料控除を受ける方

- 令和4年中に支払った保険料などの証明書や領収書
（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料 など）

医療費控除を受ける方

- 医療費の明細書、医療費のお知らせ
※事前に医療費を計算してください。
※セルフメディケーション税制の適用を希望する方は「一定の取組」を証明するものをお持ちください。



医療費控除を受ける方へ 明細書をご用意ください

医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の作成、添付が必要です。

- ・税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求められる場合があるため、領収書は5年間保存してください。
- ・医療費控除を受けるために必要な証明書は提出が必要です。
（例）おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など、医師などが発行した証明書



セルフメディケーション税制

健康の保持増進のため一定の取組を行う方で、特定一般用医薬品（スイッチ OTC 薬品）などの購入費が年間 12,000 円を超える方が対象です。セルフメディケーション税制による医療費控除の特例と通常の医療費控除のどちらかを選択して、適用を受けることができます。申告した後で適用する税制を変更することはできません。

■ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方へ

寄附した自治体数が6以上の場合や、医療費控除などで確定申告をする場合は、ワンストップ特例が適用されません。寄附金受領証明書をお持ちのうえ、寄附金控除を加える申告を行ってください。

■自分で申告書を記入して提出する方へ

確定申告書の第2表には、扶養親族や保険料控除の内訳、寄附金控除額などの記載欄があります。住民税の税額計算の際に必要なので、記入漏れのないようご注意ください。

■国外に扶養親族がいる方へ

- 次の書類をお持ちください。
 - 扶養親族であることを証明する書類、戸籍の附票の写し（和訳されたもの）など
 - 送金したことを証明する書類・銀行の送金記録 など

※1 市の申告会場で確定申告を行う場合、国税庁が発行する「利用者識別番号」を利用し、電子データで税務署へ提出しているため。

令和 4 年分

ステップ3
申告する

確定申告



小美玉市の申告相談会場 → 必要書類の確認は P. 3へ

昨年と会場が異なります

小川会場

小川文化センターアピオス 2 階 会議室 1 (小川 225)

開設期間

平日 2月16日(木)～3月15日(水)

⚠️ 毎週月曜日を除きます

土日祝 2月18日(土)・2月25日(土)

美野里会場

美野里公民館 1 階 大会議室 (堅倉 835)

開設期間

平日 2月16日(木)～3月15日(水)

⚠️ 毎週水曜日を除きます

土日祝 2月18日(土)・2月25日(土)

玉里会場

玉里総合支所 3 階 大会議室 (上玉里 1122)

開設期間

平日 2月16日(木)～3月15日(水)

土日祝 閉場

例年、初日・最終週は大変混雑します。混雑回避にご協力ください。

※居住地域による会場の指定はありません。受付期間をご確認のうえ、開いている会場をご利用ください。

会場共通	受付時間	8:30～12:00 13:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 8:30頃には開場し、整理券配布を始めます。整理券に記載された時間での申告となるため、指定時間に会場でお待ちください。 ● 整理券は多めに用意していますが、数には限りがあります。大変混雑した場合は、後日の再来場をお願いすることがあります。
	受付内容	対象：小美玉市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ すべての住民税申告 ▶ 一般的な所得税申告 (白色の農業・営業等所得や不動産所得がある申告、還付申告全般)
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 「申告相談受付票」をあらかじめご記入のうえ、会場にお持ちください。 ※申告相談受付票は行政区などを通じて配布します。市役所本庁(税務課)、小川総合支所、玉里総合支所、羽鳥出張所、市ホームページでも入手できます。 ● 申告内容により、順番が前後することがあります。 ● 地区ごとの来場指定日は設けません。 	

確定申告期間前に
住民税申告を受け付けます

受付期間	2月6日(月)、7日(火)、9日(木)、10日(金)
相談会場	美野里公民館1階 大会議室 (堅倉 835)
受付時間	8:30～12:00、13:00～16:00
受付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8:30頃には開場し、整理券配布を始めます。整理券に記載された時間での申告となるため、指定時間に会場でお待ちください。 ・ 整理券は多めに用意していますが、数には限りがあります。大変混雑した場合は、後日の再来場をお願いすることがあります。
受付内容	すべての住民税申告 例：所得税が0円の申告 収入がない申告 など

新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

● 自宅で検温し、発熱がある場合は来場を控えてください。受付の検温で 37.5 度以上の発熱がある場合は入場をお断りします。● マスク着用、検温、手指消毒にご協力を。● 換気するため、温かい服装でお越しください。● 美野里会場には上履きを持参ください。

手軽に申告！
自主作成コーナーを設けます

確定申告期間中、相談会場内にスマートフォン・パソコンによる確定申告自主作成コーナーを設置します。補助員がいますので、次のような申告をする方はご活用ください。

- ① 年末調整後の給与に医療費控除だけ加えたい。
- ② ふるさと納税をしたので寄附金控除を加えたい。
- ③ 年の途中で退職したため、年末調整をしていないので申告したい。

令和5年1月2日以降に
小美玉市から転出する方へ

住民税は1月1日現在に住民票がある市町村で1年間課税され、年の途中で転出した場合でも納税の義務は継続します。海外に転出するなどの理由からご自身の納付が困難な場合は、出国前に「納税の管理人」を定め、市ホームページからダウンロードできます。



令和4年分

確定申告

ステップ3 申告する



水戸税務署の申告会場 …… 基本的にご自身のスマホを利用して申告書を作成します

対象：所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

開設期間	申告会場	対象の方	受付時間
2月15日(水)まで ※平日のみ	水戸税務署庁舎	還付申告の方	9:00～16:00 ※時間内であっても、相談受付を終了する場合があります。
2月16日(木)～3月15日(水)の平日 ※2月19日(日)、26日(日)は開設します	中央ビル4階 (水戸市泉町 2-3-2)	すべての方	

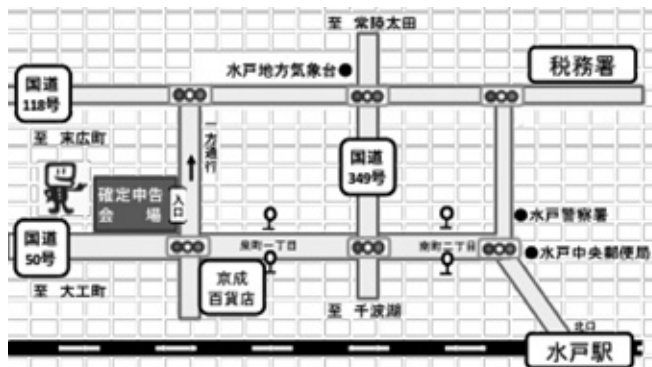


国税庁LINE公式アカウントで発行する 入場整理券が必要です

混雑緩和・感染防止のため、会場への入場には入場整理券が必要です。「国税庁LINE公式アカウント」で、入場整理券を事前に発行してからお越しください。

※入場整理券をお持ちでない方は、当日会場にて当日分の「入場整理券」を配付します。

国税庁LINE
友だち追加



会場での新型コロナウイルス感染症対策
にご協力ください

- マスク着用 ●少人数での来場 ●入場時の検温
- せきや発熱がある場合は入場をお断りします

問い合わせ

水戸税務署 ☎ 029-231-4211 (代表) ※自動音声案内



スマホ・パソコンで申告



確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードと読取対応のスマホがあれば、確定申告会場に向かわずに、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告ができます。

動画で見る
確定申告



確定申告書等作
成コーナー



マイナポータル
連携



スマホ申告のここがおすすめ！

▶いつでもどこでも申告できる！

マイナンバーカードとスマホがあれば、24時間利用可能。

▶e-Taxなら早期に還付！

e-Taxで還付申告すると、書面での申告よりも早期還付されます。

▶マイナポータル連携で自動入力！

マイナポータル連携することで、一部の所得控除などが自動入力されます！令和4年分からは、新たに1年間の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になりました。

▶スマホ申告専用画面をご用意！

スマホ専用画面なので、スマホでの入力・確認がラクラク。令和4年分からは、新たに青色申告決算書・収支内訳書の作成に対応しました。

令和4年分

確定申告

事業主の方へ

「インボイス制度」開始に向け準備しましょう

■インボイス制度が令和5年10月1日に開始

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。インボイスとは、売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額などを伝えるために発行するもので、発行するにはインボイス事業者の登録申請が必要です。

登録申請の受付は始まっており、すでに多くの事業者が申請をしています。登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。早めに登録することで、取引先へのインボイス登録番号などのお知らせがスムーズにできます。

■スマホでも登録申請できます

個人事業者の登録申請手続きなどは、マイナンバーカードと読み取り対応のスマホがあれば、スマホ版 e-Taxで行うことができます。画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れがなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください。

インボイス制度特設サイト▶



はじめてみませんか？ 青色申告！

■青色申告コーナーを開設します

申告期間中の各会場にて、小美玉市青色申告会による青色申告コーナーを設けます。「青色申告って何？」「白色申告と何が違うの？」そんな疑問のある方はぜひお立ち寄りください。

実施時間：10:00～15:00

開設日	場所
2月27日(月)	美野里会場
3月6日(月)	(美野里公民館1階大会議室)
3月1日(水)	小川会場
3月8日(水)	(小川文化センターアピオス2階会議室1)
2月24日(金)	玉里会場
3月3日(金)	(玉里総合支所3階大会議室)

Q. 青色申告って何？

A. 一定の帳簿書類（記帳義務）をつけ、所得を計算することにより税金の面でおまけの特典が受けられる制度のことです。

Q. 青色申告の特典って？

- A. ①青色申告控除
一定の要件に該当すると3段階（65万円、55万円、10万円）の特別控除を差し引くことができます。白色申告にはこのような控除はありません。
- ②事業専従者の給与の必要経費
一定の要件に該当すると、事業主と生計を一にしている配偶者・親族に支払った給与を全額経費とすることができます。ちなみに白色申告では配偶者で最大86万円、その他は最大で50万円までしか経費として認められません。

問い合わせ 小美玉市青色申告会（小美玉市商工会館内） ☎ 0299-48-0244

外国人研修生・技能実習生を受け入れている事業主の皆さんへ

租税条約による令和5年度の住民税の課税免除を希望する事業主の方は、3月15日（水）までに次の書類を提出してください。

■提出書類 ※毎年の提出が必要です。

- ①給与支払報告書（原則として1月31日（火）までに提出してください）
- ②住民税の租税条約に関する届出書（市ホームページからダウンロードできます）
- ③税務署に提出した租税条約に関する届出書（控え）の写し



確定申告に関する 問い合わせ先

■住民税のこと

市税務課 税務係

☎ 0299-48-1111（内線1121・1122・1123・1124）

■所得税、消費税、贈与税、相続税の申告全般

水戸税務署 ☎ 029-231-4211（代表）※自動音声案内

令和4年分

確定申告

住民税申告／介護保険 関連情報

収入がなくても、住民税の申告が必要な場合があります

住民税の申告をすることで、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などが軽減されることがあります。

■申告が必要ない人

- ・給与収入のみで、給与支払報告書が職場から市に提出されている方（扶養親族も含む）
- ・公的年金以外に収入がなく、年金機構などから公的年金支払報告書が市に提出されている方（扶養親族も含む）

■申告が必要な人

- 左記の「申告が必要ない人」以外の方で、
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方
 - ・世帯主
（世帯主本人が国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していない場合でも必要です）

■申告しなかったら？

- ・令和5年度の保険税（料）の軽減に該当する所得の場合でも、軽減制度の適用を受けられません。
- ・令和5年8月から医療費の自己負担限度額が高くなる場合があります。
（後期高齢者医療保険の限度額判定には、同一世帯内全員の申告が必要となります）

問い合わせ

国民健康保険のこと…医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111(内線 1103・1105)

後期高齢者医療保険のこと…医療保険課 医療福祉係 ☎ 0299-48-1111(内線 1106・1108)

介護保険に関する税控除が受けられます

■要介護者の障害者控除認定

障がい者手帳などが無くても、申請により所得税・住民税の障害者控除が適用される「障害者控除対象者認定書」を利用できる場合があります。

▶対象者

次のいずれかにあてはまり、障がい者に準ずると認められる方

- ①介護保険の要介護（要支援）認定を受けており、調査票か主治医意見書における日常生活自立度の判定が一定基準である。
- ②65歳以上で介護認定を受けていないが、市職員による面接調査の結果、寝たきりなどで障がい者に準ずると認められている。

■おむつ代の医療費控除

1月1日から12月31日に使用したおむつ代について医療費控除の申請を行う場合には、主治医に「おむつ使用証明書」を作成してもらう必要があります。ただし、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の場合は、市が交付する証明書で控除を受けることができます。

▶対象者

次の条件をすべて満たす方

- ①おむつ代の医療費控除申告をするのが2年目以降。
- ②直近の要介護（要支援）認定時の「主治医意見書」により、寝たきり状態にあり、尿失禁がおきる可能性があることを確認できる。

※その他の介護保険制度下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価について、医療費控除の対象に含まれるものがあります。その際は、高額介護サービス費や保険による利用料の補填を差し引いた額となります。



申請期間	令和4年分の証明書については、1月4日（水）以降に申請してください。
申請場所	介護福祉課（玉里総合支所1階） 福祉事務所美野里支所（市役所本庁1階） 福祉事務所小川支所（小川総合支所1階）
申請方法	上記の申請場所に直接お申し込みください。
交付方法	郵送で交付します。 申告まで余裕をもって申請してください。

問い合わせ

介護福祉課 介護保険係

☎ 0299-48-1111（内線 3115・3116・3117）